

令和 7 年度第 1 3 回庁議提案 **審議**・報告・その他

提出 日：令和 7 年 1 0 月 7 日

担当部・課：産業部 農林課〔内線 3 5 5 2〕

① 件 名
石巻市人・農地プラン検討会の廃止について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 国は、東日本大震災の発生を踏まえ、平成 2 3 年 1 1 月に「地域農業経営再開復興支援事業実施要綱（農林水産事務次官依命通知）」を制定し、市町村が検討機関を設置した上で、東日本大震災からの復興後の地域農業のあり方や農地集積等の取組等を取りまとめた「経営再開マスタープラン」を作成することとした。この通知を受け、本市でも検討会を設置しようとしたが、震災の影響により構成員となる農業者等の確保が困難であったことから、暫定的に農業関係機関、団体等で構成する検討会を設置してマスタープランの策定を行い、その実現のため平成 2 6 年 4 月に「石巻市経営再開マスタープラン検討会」を設置した。</p> <p>その後、国は、平成 2 8 年 4 月の「人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱（農林水産事務次官依命通知）」の一部改正により、「地域農業経営再開復興支援事業実施要綱」を廃止し、経営再開マスタープランを「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく「人・農地プラン」（地域農業のあり方や農地集積等の将来展望を明確化したもの）として取り扱う旨の見直しを行ったことから、本市においても、「石巻市経営再開マスタープラン検討会」を「石巻市人・農地プラン検討会」に見直し、「人・農地プラン」の検討を進めてきた。</p> <p>令和 4 年 5 月、農業経営基盤強化促進法の改正により、「人・農地プラン」は目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」として法定化され、地域計画に係る検討は、地域の関係者により協議・意見集約により行うものとされたことから、「人・農地プラン」の検討を行う機関として設置した「石巻市人・農地プラン検討会」を廃止する必要性が生じている。</p> <p>【目的】 石巻市人・農地プラン検討会を廃止するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号） 農業経営基盤強化促進法施行令（昭和 5 5 年政令第 2 1 9 号） 農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 5 5 年農林水産省令第 3 4 号） 石巻市人・農地プラン検討会設置要綱（平成 2 8 年告示第 2 3 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 多彩な人材が活躍し誇りと活気にあふれるまち 第 3 節 魅力的な農林畜産業の振興 2 持続可能な農業生産体制を整備する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 2 3 年 1 1 月 地域農業経営再開復興支援事業実施要綱の制定 平成 2 6 年 4 月 石巻市経営再開マスタープラン検討会設置要綱の制定 平成 2 8 年 4 月 人・農地問題解決加速化支援事業実施要綱の一部改正 （地域農業経営再開復興支援事業実施要綱の廃止） 6 月 石巻市人・農地プラン検討会設置要綱の制定 （石巻市経営再開マスタープラン検討会設置要綱の全部改正） 令和 4 年 5 月 農業経営基盤強化促進法等の一部改正 令和 7 年 3 月 地域計画策定</p>

⑤ 主な内容
石巻市人・農地プラン検討会を廃止する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
人・農地プランが地域計画として法定化され、その検討は、地域の関係者により協議・意見集約により行うものとされていることから、石巻市人・農地プラン検討会廃止に伴う影響はない。
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
令和7年10月 石巻市人・農地プラン検討会設置要綱の廃止
⑨ その他